

令和8年5月27日

## 熊本市難聴高齢者介護予防促進事業 事業所用 Q&A

※本市の支給決定前に購入した補聴器は助成の対象外です。当該助成を希望する市民の方には、支給決定後に購入するようご案内ください。(見積書作成時点で購入された補聴器は助成の対象外となります。)

Q：熊本市補装具の代理受領登録をしている業者であれば見積書を作成できるとあるが、本社を登録して、支店を登録していない場合は、支店で見積書を作成できるのか。

A：本社を業者登録しているのであれば、支店で見積書を作成してよい。ただし、その場合は、本社名義で作成すること。支店名義で作成する場合は、支店ごとに業者登録が必要となる。

Q：チェーン展開している場合、A店には、認定補聴器技能者が在籍しているが、B店は認定補聴器技能者が在籍していないということがある。この場合、B店では見積書は作成できないのか。

A：要綱上は、認定補聴器技能者が見積書を作成することとしているため、例えば、A店の認定補聴器技能者がB店に出向いて、B店で見積書を作成することは可能、ただし、市で認定補聴器技能者の在籍有無を確認できない店舗から見積書の提出があった場合は、別途確認をする場合がある。

Q：見積書の宛名は熊本市長宛てでよいか。市民宛てとなるか。

A：あくまで契約の主体は、利用者であるため、利用者宛ての見積書を作成すること。

Q：助成の対象は、補聴器本体のみとなっているが、市民と一緒にイヤークフや充電器を購入した場合、市に提出する見積書は、総額としてよいか。またその場合は、内訳を記載した方がよいか。

A：見積書を「総額記載」で提出することは可。ただし、内訳欄を設け、助成対象の補聴器本体の価格を明記すること。

Q：医師の指示では、片耳となっていたものの、市民の希望で両耳分を購入した場合、市に提出する見積書の記載は、総額としてよいか。

A：見積書は「総額記載」で提出しても可。ただし、助成の対象となる補聴器は医師の意見書に記載のある補聴器のみである。見積書には内訳欄を設け、助成対象の補聴器本体の価格を明記すること。

Q：請求の際には、領収書の添付は必要か。

A：不要。要綱に規定する給付券および請求書を提出すること。